

令和2年度事業計画書

I. 学術集会の開催

第72回学術講演会(青木大輔 学術集会長)はプレングレスを含めて2020年4月23日(木)、24日(金)、25日(土)、26日(日)の4日間、東京都(東京国際フォーラム)で開催される。一般演題(口演、ポスターセッション)、シンポジウム、特別講演、会長講演、招請講演、教育講演、生涯研修プログラム、専攻医教育プログラム、指導医講習会、医学生フォーラム、AFOFGシンポジウム、海外招聘講演等を予定している。臨時総会は学術講演会前日の4月23日(木)に開催される。

第73回学術講演会(榎本隆之 学術集会長)はプレングレスを含めて2021年4月22日(木)、23日(金)、24日(土)、25日(日)の4日間、新潟市で開催される。

II. 機関誌及び図書などの刊行

令和2年の機関誌は第72巻として、通常号1号から12号と第72回学術講演会抄録号(臨時増刊号)の計13冊を発刊する。第72回学術講演会プログラム掲載の第72巻2月号ならびに抄録掲載号(臨時増刊号)を除いて毎号平均100頁を予定している。

令和2年度も機関誌が広く会員に親しまれるよう、日常診療に役立つ内容を掲載していく予定である。また、産婦人科学の重要課題について、72巻も3・4・5号の機関誌に特集論文を掲載するとした。これは、時に応じ問題となっているテーマについての論文を、第一線の研究者に日本語で執筆していただき会員に提示するもので、会員のために役立つと同時に機関誌を活性化するためにもなると考えている。学術講演会依頼演題の講演要旨を8号に、生涯研修プログラムの講演要旨を9号に、シンポジウムの講演要旨とそれに関する座長のレビューを10～11号に特集して掲載する。会告、報告、雑報などを通して会員に必要な情報を提供するとともに、学術活動や研修などとの企画調整を図り、機関誌としての役割をさらに充実させていく予定である。なお、前年度に引き続き機関誌のあり方に関して、オンライン化を含め、さらに検討を進める予定である。

また、The Journal of Obstetrics and Gynaecology Research (JOGR) が本会およびAFOFGのOfficial Journalとしてより質の高いものとなり、またインパクトファクターが向上するように今後も努力する。

令和2年度は「産婦人科診療ガイドライン-産科編2020」「産婦人科診療ガイドライン-婦人科外来編2020」「専門医筆記試験に向けた例題と解説集補遺5」「産婦人科専門医のための必修知識2020(仮題)」「OC・LEPガイドライン2020版」を発刊する。

III. 各種の学術的調査研究

【専門委員会の活動】

1. 生殖・内分泌委員会

(1) 常置的事業

1. 生殖医療リスクマネジメント事業

本事業は、生殖・内分泌委員会の常置事業として以下のような業務を行っており、次年度も引き続き実施する。

- ①生殖医療に関連する諸問題点を検討し、必要に応じて適切な指針等を作製・公表する
- ②生殖医療現場で発生したリスク事項について、その内容を調査し、リスク回避の観点から適切な対応を行い、必要に応じて指針等を作製・公表する。
- ③生殖医療の適切な推進の観点から、他の関連学会との連携を行う。
- ④その他、突発的に発生した生殖補助医療に関連するリスクについて検討する。

(2) 親委員会

2020年度末には、事業の総まとめとして報告書の作成をおこない、論文化が可能な事業に関しては別途論文を作成する。また、年に数回の全体および小委員会の会議を開催し、委員会全体での事業推進の調整を行う。さらに理事会から種々の課題や問題に対して専門的観点から生殖・内分泌委員会への意見聴取などの依頼などがあれば委員会内で討議・意見調整してこれに答申する。

(3) 小委員会事業

1. 生殖医療リスクマネジメントシステム構築に関する小委員会

2020年度は、主として、ART施設での胚トレーサビリティのシステムの構築を行うことを中心に、以下の事業を行う予定である。また、特発的な生殖医療関連の問題点の解決にあたる。

- ①全国の医療機関で実施可能な配偶子、胚の凍結・管理の実態にあわせた新たな配偶子と胚凍結に関するデータベースの構築。
- ②我が国で必要とされる配偶子、胚の管理基準や追跡方法に関するガイドラインの作成。
- ③厚生労働省、生殖医療に関連する学術団体（日本生殖医学会、日本泌尿器科学会）などとの連携。

2. 本邦における早発卵巣不全に対する生殖医療の実態調査に関する小委員会

今年度の早発卵巣不全（POI）生殖医療の実態の概要報告に続いて、多角的なアプローチを用いて更に詳細な実態報告を行う。また、前年度の調査結果に基づいて、POIに対する生殖医療を積極的に行っている施設を中心に調査対象施設を選定したうえで、各施設の各症例に対して後方視的な個票調査を行い、その個票データを集計・解析することにより、治療成績などを明らかにする。これらを通じて、得られた結果を日産婦POI診療ガイドライン等への反映させることも含めて、新しいPOIの不妊治療・管理に関する指針の作成・提言を目指す。

3. 子宮内膜症取扱い規約の改訂に関する小委員会

日産婦学会学術講演会会期中に第3回編集委員会を行い、原稿の提出状況の確認および第一稿の査読を開始する。2021年エンドメトリオーシス学会において、第4回編集委員会を行う。また、CQを公開するための報告セッションを設ける。2021年日産婦学会学術講演会会期中の第5回編集委員会において最終の校正を行い、年度内の書籍発売を目指す。

4. 本邦における月経異常診断の標準化と実態調査に関する小委員会

非妊娠時のabnormal uterine bleeding（AUB、異常子宮出血/不正子宮出血）のFIGO分類に基づく診断の実態についての調査を予定している。具体的には、ガイドライン婦人科外来編2020発刊のタイミングに合わせて、2019年度の調査（一次調査）において抽出された施設に二次調査として、AUBの内容、診断のための検査、原因別分類についての個別症例調査を行う。

5. 乳癌治療が妊孕性に及ぼす影響の実態調査に関する小委員会

若年乳癌患者に対する妊孕能の温存が重要な課題となっている。タモキシフェン (TAM) や抗癌剤などの乳癌治療が妊孕性に及ぼす影響について調査し、妊孕能低下に対する予防的な側面から新たな提言を目指すことを目的とする。来年度は、多施設共同による後方視観察研究により、追跡妊娠調査を行う予定である。乳腺科医・産婦人科医の連携がとれている施設、また、生殖医療専門施設での患者質問紙調査、診療記録からの詳細な観察項目についての調査をそれぞれの施設で倫理委員会の承認後開始し、来年度末に解析結果をまとめる。

2. 婦人科腫瘍委員会

(1) 常置的事業

1. 婦人科悪性腫瘍のオンライン登録事業を行う。2019年患者年報を作成し公表する。
2. 婦人科悪性腫瘍登録症例のKaplan-Meier法を用いた生存解析を引き続き行う。2014年治療開始症例の治療年報を作成し公表する。

(2) 親委員会

1. 2019年度事業報告ならびに2020年度事業計画について討議する。
2. 性成熟期の女性に発症する疾患の臨床的対応の実態を引き続き調査し、産婦人科的指針の作成を行う。
3. 婦人科悪性腫瘍登録事業データベースを用いた婦人科悪性腫瘍の治療動向の推移および登録事業の課題の検証を前年度から引き続き行う。
4. 臨床研究及びデータベース利用に関して、本委員会の内規に基づいて対応を行う。
5. 本邦における子宮内膜症の癌化の頻度と予防に関する疫学研究的検討を継続して行う。
6. ロボット手術の実施に関連した指針の作成を社会保険委員会より引き継ぎ、悪性腫瘍症例は腫瘍登録に参加を促す。

(3) 小委員会事業

1. 婦人科悪性腫瘍登録システムの改良に関する小委員会
婦人科腫瘍登録の登録データの品質管理のために、疑義照会項目の検討や再修正の徹底をはじめとした対策を引き続き検討する。
2. 子宮頸癌の予防に関する小委員会
HPVワクチンによる子宮頸がん発症予防と検診による早期発見の重要性について学会員および国民に正しい情報を正確に伝える。そのための啓発資料を作成し、学会HP等で掲載することで国民への周知に繋げる。厚労省・文科省等の行政や国民・学会員に対して本会の見解や要望を示す。
3. 低侵襲広汎子宮全摘術のあり方を考える小委員会
腹腔鏡下広汎子宮全摘術を実施する施設について、腫瘍登録に反映するべく引き続き登録の受付と審査を行う。関連学会と協力して子宮頸癌に対して広汎子宮全摘術を施行した症例について前方視的予後調査を行う。
4. 子宮頸癌取扱い規約改訂に関する小委員会
2020年度は、原稿案の公開を行う。最終原稿として校正を行い、「子宮頸癌取扱い規約 臨床編 第4版」として、2020年12月の発刊の予定である。

3. 周産期委員会

(1) 常置的事業

1. 周産期登録事業：周産期登録データベースの解析および報告書作成し同データベースデータの回収および解析をする。
2. 周産期の未承認医薬品、医療器具に関する事業：周産期領域での未承認かつ必要な薬品、医療器具について調査する。
3. 産科と新生児科の合同事業：日本小児科学会と共同して、新生児科医の育成などを協議する。

(2) 親委員会

1. 2020年事業報告書を作成する。
2. 2021年度事業について計画する。
3. 学会倫理委員会に利用申請がなされた周産期登録データベースを用いた臨床研究を審査する。
4. 「新生児科医の不足」を解決するための取り組み、「産婦人科医の新生児研修の充実」に向けた取り組みを継続する。
5. 「新生児の診療」の研修に関するアンケート調査を解析する。

(3) 小委員会事業

1. 周産期データのウェブ登録推進等の検討に関する小委員会
 - ①2019年分の周産期登録データベースの解析および報告書作成する
 - ②CD送付による登録からWeb登録へ移行する。
 - ③周産期登録データベースを用いた臨床研究を推進する。
2. 周産期における遺伝に関する小委員会
周産期に関連した遺伝に関する諸問の研究をおこなう。特に母体血胎児染色体検査（NIPT）を含めた出生前検査についての体制を構築する。
3. これまでの基準や用語を見直す小委員会
妊娠中の至適な体重増加基準、分娩進行の評価基準を中心に基準・用語について再検討する。
 - ①妊娠中の至適体重増加の推奨を作成する。
 - ②分娩の進行に関する諸定義の見直しを実施する。
4. 生殖と周産期の連携に関する小委員会
生殖医学と周産期医学に関する文献についてSystematic Reviewの継続。HIP（Hemorrhage in pregnancy）、RPOC（retained products of conception）に関する全国アンケート調査を継続する。
5. 妊娠と悪性腫瘍に関する小委員会
悪性腫瘍合併妊娠の全国調査（2012～2017）を継続し、解析する。
6. 周産期脳障害と胎児健康度の評価に関する小委員会
周産期脳症事例を中心に解析し、新たな胎児健康度の評価に関して提言する。
 - ①日本医療機能評価機構産科補償制度の原因分析報告書全文版（マスキング版）を用いてLight for dates（LFD）児331例の検討を行う。
7. フィブリノゲン製剤及びジノプロストンに関する小委員会
「フィブリノゲン濃縮製剤」の適応追加についての活動、プロウペス腔用剤、及び既存の子宮収縮剤に関する添付文書に関する活動の継続。その他、新規の申請に対して対応を実施す

る。

4. 女性ヘルスケア委員会

(1) 常置的事業

1. 女性の生涯にわたる健康と QOL の向上を図るため、各世代の諸問題に対応できる女性ヘルスケア医療体制を構築する。
2. 日本における更年期障害治療の実態を調査・把握しエビデンスに基づいた治療法を構築する。

(2) 親委員会

各小委員会内で検討し設定した事業内容について進捗状況を把握し、活動の内容や今後の方針などを検討する。女性ヘルスケア関連領域に関する問題や問い合わせに対して可及的に対応する。OC・LEP ガイドラインの改訂作業を行う。

(3) 小委員会事業

1. 性分化疾患の手術に関する実態調査に関する小委員会
性分化疾患には、遺伝・性腺・性器・心理的・社会的など様々な段階の分化異常を含む。この中には陰形成・外陰形成など手術が施行される疾患も多い。本委員会では特に①Mayer-Rokitansky-Küster-Hauser 症候群、②総排泄腔遺残症についての実態調査（診断名・年齢・術式・術後経過等）、産婦人科的な問題点の抽出を行い、産婦人科の関わりについて検討する。
2. ヘルスケアアドバイザーの活動実態調査に関する小委員会
女性ヘルスケア委員会では、過去4年間にわたり、地域でのヘルスケア医を増やすため年5回の女性ヘルスケアアドバイザー養成講座を実施し、800人が修了した。この養成講座の評価のため、修了者が地域で行なっている活動をフォローする。また女性医学に対する産婦人科医師の活動を広げるための研修会のあり方を検討する。
3. 乳がん・子宮頸がん検診の普及に関する小委員会
最近女性医学の分野の中でプレコンセプションケアの重要性が認識されている。その中でも若い世代に多い乳がん、子宮頸がんの予防は重要である。本委員会では、妊娠中や産褥の乳がん、子宮頸がんの実態調査と、がん検診の有用性について検討し、検診にどう関わっていくべきかの指針を作成する。
4. 更年期障害の治療の実態調査に関する小委員会
更年期障害の治療は、ホルモン補充療法・漢方療法の他に、最近はサプリメントやプラセンタを使用することもあるが、薬品ではないためその実態は不明である。本委員会では現在日本の医療機関において選択されている更年期障害の治療法並びに効果・副作用の実態を調査する。
5. 婦人科悪性腫瘍治療後の骨粗鬆症予防に関する小委員会
婦人科悪性腫瘍治療後は卵巣摘出によるエストロゲン低下・化学療法や放射線治療など骨粗鬆症のリスクが上昇しその予防は重要である。本委員会では、婦人科腫瘍研修指定医療機関を対象に、骨粗鬆症予防への取り組みの状況を調査するとともに、その治療指針を作成する。

IV. 産婦人科専門医の認定及び研修

2020年度の産婦人科専門医認定審査は、研修記録や症例レポートなどの書類による一次審査と、筆記試験と面接試験からなる二次審査によって行う。

また、従来と同様に更新審査の実施とともに、産婦人科専攻医の研修の充実、日本産婦人科医学会との協力のもとに本制度における生涯研修事業を検討し、さらに事業内容の充実により本制度のより円滑な運営を図る。加えて2020年度から専攻医研修を始める新専門医制度に対応し、現制度から新制度への円滑な移行を図る。2020年度より専門医認定審査WEB申請システムを利用する。

1. 委員会の構成と開催

委員会内に専門医委員会、研修委員会を置く。2020年度の認定二次審査（面接試験）の準備、運営のための「試験実行委員会」を置く。

全体委員会を4回、全国地方委員長会議を1回、専門医・研修両委員会を各4回開催する予定である。

2. 事業

主として以下の事業を行う。

- (1) 専門医の認定・登録(新規・更新並びに再認定)
- (2) 日本専門医機構への協力
 - a. 機構専門医更新(認定)審査
 - b. 専門研修プログラム審査(プログラム審査、基幹施設適合審査、連携施設適合審査)
 - c. 産婦人科研修管理システムのシステム改修・整備
 - d. 2020年度専門医認定審査申請のweb化
- (3) 専攻医指導施設の施設区分の指定
- (4) 生涯研修
 - a. 学術講演会におけるe医学会カードでの単位管理
 - b. 新専門医制度における研修会参加単位・講習単位の調査
 - c. 生涯研修のあり方の検討
 - d. WEBを利用したeラーニング、eテストの継続
- (5) 産婦人科専攻医の研修
 - a. 2019年度産婦人科専攻医の登録
 - b. 平成28年度までに研修を開始した産婦人科専攻医の研修指導報告の整理
 - c. 産婦人科専攻医の研修の充実
 - d. 産婦人科専攻医の研修のあり方の検討
- (6) 指導医制度
 - a. 指導医講習会の開催
 - b. 指導医の認定・登録(新規・更新)
- (7) 2020年度における認定二次審査(筆記試験・面接試験)の準備・運営・事後評価
- (8) 2021年度における認定二次審査(筆記試験・面接試験)の準備
- (9) 専門医試験受験資格の検討
- (10) 専門医制度事業会計

(11) subspecialty 領域学会との連携に関する継続協議

V. 国際及び各国産科婦人科学会その他内外関係学術団体との連絡及び提携

【国際渉外事業】

1. 一般目標

公益社団法人としての国際渉外の在り方を探り、さらなる国際交流を促進し、本会の国際的地位向上につとめる。

2. 行動目標

- (1) 本会の外交指針を作成する。
- (2) 国際交流、人的交流を促進する。
- (3) 国際貢献の在り方を検討する。
 - (イ) FIGO/AOFOG を中心として行っている国際貢献事業への本会の貢献の仕方を検討する。
 - (ロ) 本会独自の国際貢献の在り方を模索する。
 - (ハ) 低医療資源国若手産婦人科医師育成支援事業を展開に向けた活動を行う（JICA 草の根支援事業によるカンボジア支援など）。-
- (4) 学術と診療の活性化に寄与する。
 - (イ) 国際交流を通して本会の事業ならびに本邦の学術と医療を活性化する。
 - (ロ) 先進諸国の産科婦人科学、産婦人科医療、サブスペシャリティ領域の情報を収集し、本邦の産婦人科学、産婦人科医療にフィードバックする。
- (5) 学術集会長裁量の渉外事業へアドバイスを行う。
- (6) 経済基盤を確立する。
- (7) 上記渉外諸事業の検討と円滑な運用のために渉外委員会を定期的を開催する。

【国内渉外事業】

日本産婦人科医会や産婦人科領域のサブスペシャリティ学会、関係学術団体、各種団体との連絡および連携のもと、本邦における学術から医療行政にわたる諸活動を推進、展開する。

VI. 日本学術会議・日本医学会・日本医師会その他諸管庁及び諸団体からの諮問に対する答申又はそれらへの建議

引き続き日本学術会議、日本医学会、日本医師会、その他諸官庁、諸団体からの諮問に速やかに応えるとともに、重要な事案については建議を行う。

【社会保険委員会】

社会保険関連では、引き続き医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬や診療報酬改訂の要望提出や新規保険収載、適応拡大、用法・用量の改定の要望を、外保連、内保連への参画と各関連学会との連携を通して行う。また委員会内の小委員会を活用して本会として独自に新規保険収載、適応拡大、用法・用量の改訂等の要望を行う。

Ⅶ. 産科婦人科の医療及び保健に関する社会一般への啓発並びに普及活動

本会の一般向けホームページの産婦人科疾患や妊娠の解説を更新継続するとともに、風しんやインフルエンザ、新型コロナウイルスなど社会が必要とする情報について適宜発信を行う。また、倫理問題や産婦人科医療改革に関する公開フォーラム・シンポジウム、各都道府県での女性の疾患に関する公開講座等の開催することにより社会一般への啓発と普及活動を行う。

平成16年度から日本産婦人科医会との共催でスタートした女性の健康週間（3月1日～8日）は平成19年度より厚生労働省も主唱することとなり、国民運動として展開が広がっている。広報委員会では、令和2年度も女性の健康週間期間中に各種イベントを行うほか、市民等を対象とした啓発活動を展開するとともに、災害時における女性の健康への支援の検討や女性活躍のための健康推進の重要性を諸方面に訴え、我が国における女性活躍のための健康推進の活性化を図る。さらに広報委員会では従来からの経常的事業に加え、リニューアルを行ったホームページおよび会員専用ページコンテンツ充実のための取り組みを行う。また妊婦さんに使いやすかつ正確な情報提供を進めるためのBabyプラススマートフォンアプリ版の普及促進を行う。

災害対策・復興委員会では、防災訓練等における大規模災害対策情報システム（PEACE）の運用および周知を行い、ならびにシステムの改良、活用を行うとともに、大規模災害対策マニュアルのブラッシュアップを行う。

リプロダクティブ・ヘルス普及推進委員会では、会員への意識調査をもとに学会としての提言やそれをベースとした公開シンポジウムを開催する。また行政や保険機関および各医療機関への啓発として、ポスター、パンフレットの作成を検討する。

子宮頸がん検診・HPVワクチン促進委員会では、行政・教育・メディア・医療の関係者が広く利用できる最新の子宮頸がん検診・HPVワクチンに関する啓発資材を開発し、それをういて行政への働きかけやメディアセミナーを実施する。さらに学校におけるがん予防教育の充実を要望していく。また子宮頸がん検診・HPVワクチンの普及手法開発おための調査研究を行う。

Ⅷ. その他本会の目的を達成するために必要な事業

【運営委員会】

令和2年度も引き続き理事会からの諮問に応え、組織運営に関する企画調整を図り、有機的な建策、立案を行うものとする。本会常置事業である登録データベース事業（周産期・生殖・婦人科腫瘍）などの整備や、各種法令・指針への遵守状況の確認をはじめとして、本会を巡る環境変化や会員の要望などに対応した組織運営への提言や実効性ある施策の実施を行う。

【学術委員会】

令和2年度も引き続き理事会からの諮問に応え、学術活動に関しての企画・調整並びに有機的な建策、立案を行うものとする。定常業務として、学術講演会の事前・事後評価、学術奨励賞・優秀論文賞選考等を行う。また学術講演会一般演題投稿査読システムの改修を行う。さらに、医療教育に秀でた人や若手医師・団体を対象とした新しい賞を設置し、公募準備を進める。

【教育委員会】

引き続き、専門医認定筆記試験問題作成、産婦人科専門医のための必修知識の作成・発刊、各種ガイドライン・指針などの頒布促進、産婦人科育成奨学金制度による若手海外派遣者の公募・選定などを行うとともに、専門医筆記試験に向けた例題と解説集 2020 の作成を行い、用語集・用語解説集第 5 版作成を進める。また ICD-11 日本語版の和訳作業を行う。

【倫理委員会】

生殖補助医療や着床前診断の実施設ならびに症例および研究の審査・認可・実施報告の評価を行う。また会員からの臨床研究申請に関する審査を行う。その他、倫理的問題が発生した場合の検討を行い、時間の経過とともに社会情勢が変遷する中でギャップが生じ始めていると考えられる見解内容の改定についても引き続き検討する。さらに新たに母体血を用いた遺伝学的検査に関する審査小委員会を設置し NIPT の施設審査を行えるようにする。また PGT-M についての倫理審議会を開催して学会の枠組みを超えた横断的な議論を行い、PGT-A については新規の臨床研究を推進する。

【理事会内委員会】

1. ガイドライン運営委員会は、産婦人科診療ガイドライン産科編、婦人科外来編 2020 を発刊し、伝達講習会を開催する。またガイドライン 2023 の作成に着手する。
2. コンプライアンス委員会は、日本医学会の診療ガイドライン策定参加資格ガイダンスを参照して本会の利益相反に関する指針・細則を改定し、社会の動きにあった COI 管理を進める。
3. サステイナブル産婦人科医療体制確立委員会においては、産婦人科勤務医の労働環境改善に向けた継続的な取り組みに加え、医師の働き方改革についての対応や産婦人科医療提供体制確立に向けた調査啓発活動を行う。また周産期の広場ホームページ、ワークライフバランス改善のためのホームページの改良を行い、第 72 回日本産科婦人科学会学術講演会で委員会企画を実施する。
4. 産婦人科未来委員会では、第 14 回サマースクール（2020 年 8 月、木更津市）を開催する。また 5 月に初期研修医 2 年目向けに POP2 を開催する。スプリングフォーラムについても開催予定である。経常的事業として、第 72 回学術講演会での医学生フォーラム企画、指導医講習会およびサステイナブル産婦人科医療体制確立委員会との合同企画の運営協力を行う。また未来委員会に関連するホームページの改修や初期臨床研修の必修化ツールを作成する。
5. 医療安全推進委員会では、産婦人科領域での医療安全推進に関わる事業や調査について、関連団体と連携しながら取り組む。医療安全調査機構のセンター調査に協力する。
6. 公益事業推進委員会では、引き続き本会への寄附を募るとともに、寄附者には感謝状を贈る。

以上